

令和 5 年度
教育委員会事務の点検及び評価
報告書

令和 6 年 6 月
橋本市教育委員会

はじめに

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会が行う事務として、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が新たに規定されました。

橋本市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明を果たすため、有識者会議を設置し、教育委員会事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、橋本市教育委員会ホームページで公表しています。

点検及び評価の実施を通じて施策の効果を検証し、絶えず改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりたいと考えていますので、市民の皆様の一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

令和 6 年 6 月

橋本市教育委員会

目 次

I 本市における点検及び評価について	
1 点検及び評価の目的	1
2 点検及び評価の対象	1
3 点検及び評価結果の構成	1
4 学識経験者の知見の活用	1
5 議会への提出及び公表	1
II 教育施策の点検及び評価	
第3期橋本市教育大綱	2
各重点的な取組の評価シート	
◆豊かな心と健やかな体を育みます	
(1)人権教育を推進し、その実践を支援します	3
(2)子どもの道徳性を育む教育を推進します	5
(3)郷土愛を育てるため、ふるさと学習の推進や地域の歴史文化の保護・活用を図ります	7
(4)文化芸術・スポーツに親しむ機会を提供します	9
(5)食の大切さの学びを推進します	11
◆家庭教育・学校教育・社会教育の中で多様な学びを育みます	
(6)基礎学力を基盤とし、学習者の能動的な学びを推進します	13
(7)持続可能な社会の創り手を育む教育（SDGs・ESD）を地域と協働しながら推進します	15
(8)保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の連携を図ります	17
(9)より良い学びの場のための教育環境を整えます	19
(10)心身の健康の保持増進を図り、健康な生活を実践するための教育を推進します	21
(11)読書活動の推進と図書館サービスの充実を図ります	23
◆地域・家庭・学校が連携した地域教育力を育みます	
(12)共育コミュニティと学校運営協議会が連携・協働し、大人も子どもも学びあう場づくりを推進します	25
(13)関係機関が連携し、子どもの健全な育成と家庭教育を支援します	28
III 教育委員会の活動状況	
1 橋本市教育委員会機構図	33
2 教育委員会の会議等の活動状況	
(1)橋本市教育委員会委員	34
(2)教育委員会会議の開催状況	34
(3)教育功労賞	34
IV 関連資料	
1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋	35
2 教育委員会事務の点検及び評価実施要綱	35

I 本市における点検及び評価について

1 点検及び評価の目的

教育委員会は、毎年、教育に関する事務が橋本市教育施策の方針に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価することにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出して、公表することにより、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進します。

2 点検及び評価の対象

令和5年度の「第3期橋本市教育大綱」の基本方針と重点目標の取組状況について、点検及び評価を行います。

3 点検及び評価結果の構成

○ 施策の柱

「第3期橋本市教育大綱」における13の重点目標毎に「評価シート」を作成します。

○ 重点的な取組

重点目標を達成するための42の重点的な取組について、その具体的な施策、成果・課題、指標、令和5年度の目標・実績・評価を記載しています。

○ 今後の方向性

令和5年度の点検及び評価の結果を踏まえ、目標の達成に向けた令和6年度の取組方針を示しています。

4 学識経験者の知見の活用

点検及び評価についての客観性・公平性を確保するため、令和6年5月16日に有識者会議を開催し、御意見をいただきました。

◎教育委員会事務の点検及び評価に係る有識者会議委員名簿

任期：令和6年4月19日～令和7年3月31日

氏 名	役 職 等
いぬい こうはち 乾 幸八	橋本市区長連合会会長
かつらはら まさふみ 葛原 昌文	元和歌山大学教育学部 教職キャリア支援室客員教授
なかたに ともひろ 中谷 朋礼	橋本市PTA連合会会長

(五十音順・敬称略)

5 議会への提出及び公表

令和6年6月議会に報告書を提出するとともに、橋本市教育委員会のホームページに掲載します。

<https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kyoikuiinkai/index.html>

第 3 期橋本市教育大綱

[理念] 人が学びあい、共に育むまちづくり

－ 自治と協働のまち橋本市に向けて －

[基本方針と重点目標]

◆豊かな心と健やかな体を育みます

- (1) 人権教育を推進し、その実践を支援します
- (2) 子どもの道徳性を育む教育を推進します
- (3) 郷土愛を育てるため、ふるさと学習の推進や地域の歴史文化の保護・活用を図ります
- (4) 文化芸術・スポーツに親しむ機会を提供します
- (5) 食の大切さの学びを推進します

◆家庭教育・学校教育・社会教育の中で多様な学びを育みます

- (6) 基礎学力を基盤とし、学習者の能動的な学びを推進します
- (7) 持続可能な社会の創り手を育む教育（SDGs・ESD）を地域と協働しながら推進します
- (8) 保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の連携を図ります
- (9) より良い学びの場のための教育環境を整えます
- (10) 心身の健康の保持増進を図り、健康な生活を実践するための教育を推進します
- (11) 読書活動の推進と図書館サービスの充実を図ります

◆地域・家庭・学校が連携した地域教育力を育みます

- (12) 共有コミュニティと学校運営協議会が連携・協働し、大人も子どもも学びあう場づくりを推進します
- (13) 関係機関が連携し、子どもの健全な育成と家庭教育を支援します

令和5年度 教育委員会事務の点検及び評価「評価シート」

基本方針	◆豊かな心と健やかな体を育みます	学校教育課 生涯学習課 中央公民館
重点目標 (1)	人権教育を推進し、その実践を支援します	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 人権に関する多様な学習機会を提供し、人権教育を推進します	
施策	市内の小学校を通じて人権教育を推進します。市内の学校に子供たちがインターネットでの誹謗中傷等のトラブルに巻き込まれないよう注意を促すパンフレットを配布します。また、幅広い世代の方に各地区公民館で講演会等の人権学習に取り組みます。	
成果・課題	令和5年度は、幼稚園・保育所・小学校、中学校、高校に人権学習パンフレット「インターネットと人権～ネットと正しく付き合うために～」を配布しました。地区公民館では9回の人権学習会に918人に参加いただきました。SNSを活用して広く広報活動を行いました。課題として、人権学習以外の行事（楽器演奏等）と連携した企画を行い、幅広く人権学習を展開する必要があります。	
重点的な取組	2 学校における人権教育の充実を図り、仲間づくり、学級集団づくりを推進します	
施策	「橋本市人権教育基本方針」に基づき、小・中学校では副読本「しあわせ」等を活用した計画的・系統的な人権教育を実施し、豊かな人権感覚を持った児童・生徒の育成に努めます。	
成果・課題	小・中学校では副読本「しあわせ」を各小中学校に配布し活用を促すとともに、「子供の人権」「障害者の人権」等、各校の実態に応じた人権課題に迫る授業実践を進めました。	

重点的な取組	3 学校におけるいじめの未然防止を図るとともに、いじめを早期発見し迅速に対応します
施策	「橋本市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめのアンケートを各校年3回以上実施し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。いじめを認知した場合は、教職員、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図り、迅速かつ適切に対処します。また、いじめの未然防止に向けて、日頃から児童生徒の様子に気を配るとともに「いじめは、どんな理由があってもいけないことである。」との認識の下、児童生徒に対する指導の充実を図ります。
成果・課題	各校のいじめアンケートは、年間3回～12回実施することができました。いじめを早期に発見し、重大なケースにならないよう迅速に対応しています。ただし、加害児童・生徒が特定できない事案があり、学級集団及び学年集団に対する指導を実施しましたが解決に至っていないケースもあります。令和5年度全国学習学力状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」という項目に対して、児童98%、生徒95.8%が、当てはまる及びどちらかといえば当てはまると回答しており、和歌山県及び全国を上回る結果となりました。いじめを許さない風土が醸成してきています。

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
全国学力・学習状況調査「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う。」との質問の肯定的な回答	本市 98.2 対全国比+1.6	全国平均を上回る	96.2	96.9 対全国比 +0.7	B	全国 平均上
保護者学級参加者数	2,966人	3,030人	3,000	2,889	B	3,000
各地区公民館での人権講演会の参加者数	717人	1,000人	800	918	A	900

■令和6年度の実施方針

1 人権に関する多様な学習機会を提供し、人権教育を推進します
2 学校における人権教育の充実を図り、仲間づくり、学級集団づくりを推進します
3 学校におけるいじめの未然防止を図るとともに、いじめを早期発見し迅速に対応します

基本方針	◆豊かな心と健やかな体を育みます	学校教育課 こども課
重点目標（２）	子どもの道徳性を育む教育を推進します	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	１ 態度教育（あいさつ、返事、後片付け、食事のマナー、立腰等）を推進します	
施策	園では家庭と連携し、基本的生活習慣が身に付くよう、子供の実態に合わせた丁寧な言葉掛けや、大人の手本、教材の活用など、細やかな関わりを実践します。また、保育者や保護者が手本となる態度を示し、子どもが身に付けられるようにします。立腰については、体幹を鍛えることを意識した運動遊びも実践します。	
成果・課題	毎日の積重ねにより、発達年齢に応じて、身の回りのことは自分ですようとしたり、できるようになりました。手洗い、うがい、消毒等の生活習慣が定着しにくいため、繰り返し伝えたり、必要な理由を絵本や紙芝居を通して伝えたりすることにより自分ですとできるようになってきました。散歩で出会った地域の人に自分から挨拶する姿が見られるようになり、場面に応じた挨拶や言葉遣いができるようになりました。立腰については、リズム遊びや体操など、一年を通して計画的に取り組み、体幹を鍛えることで身に付くよう働き掛けました。今後も継続した取組が必要です。	
重点的な取組	２ 自分自身の問題として捉え「考え議論する」道徳教育を推進します	
施策	子供の実態を踏まえ、学校や学年の段階ごとに道徳の時間を中心に取り組みます。あいさつ運動を積極的に取り入れることで道徳性を育み、保護者、地域、関係機関等との連携で児童生徒の社会のルールを守ろうとする意識を高める教育を推進します。善悪や道徳的価値を教えるのではなく、それぞれの考えを大切にしながら議論をとおして互いを認め合い、多様な考えを尊重する姿を育てます。（「考え議論する」道徳教育）	
成果・課題	各校では定期的に児童生徒を中心とした朝のあいさつ運動を実施しました。多くの児童生徒は朝のあいさつをする習慣が身につく、友達との円滑なコミュニケーションを図るきっかけとなりました。また、地域で児童生徒の見守りをしている方と児童生徒及び教職員らとの交流も図ることができました。学校教育の場において、一人ひとりが自分の考えをもち、伝える場の設定を意識した授業が展開できました。	

重点的な取組	3 基本的な生活習慣を確立し規範意識を高めるため、家庭や地域との連携を推進します
施策	学校では保護者や地域の方々と連携を図り、児童生徒が基本的な生活習慣を確立できるよう取組ます。学校運営協議会や学級懇談会での啓発や各学級担任と保護者の連絡等を活用して児童生徒個々の生活習慣について情報交換を行います。また、県教育委員会からの資料及び校長や養護教諭からの通信で基本的な生活習慣についての啓発を行います。
成果・課題	児童生徒の基本的な生活習慣の確立に向け、県教育委員会提供資料等を活用し啓発活動を実施しました。また、学校長の通信や養護教諭の通信で実態に応じて啓発を行うことができました。ただし、各家庭によって生活状況が異なることから、児童生徒の健やかな成長に適した生活習慣の確立に向けて、引き続き啓発していく必要があります。

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
全国学力・学習状況調査児童生徒質問「朝食を毎日食べている」という回答数。	本市 82.1 対全国比 -0.3	全国平均を上回る	全国平均を上回る	82.7 対全国比 +1.5	A	全国平均上
全国学力・学習状況調査学校質問「特別の教科道徳の指導の工夫」に関する設問において「あまり工夫していない」の割合	本市 7.1% 対全国比 -3.6	全国平均を上回る	全国平均を上回る	7.1 対全国比 -3.6	C	全国平均上

■令和6年度の実施方針

- 1 態度教育（あいさつ、返事、後片付け、食事のマナー、立腰等）を推進します
- 2 自分自身の問題として捉え「考え議論する」道徳教育を推進します
- 3 基本的な生活習慣を確立し規範意識を高めるため、家庭や地域との連携を推進します

基本方針	◆豊かな心と健やかな体を育みます	学校教育課 生涯学習課
重点目標（3）	郷土愛を育てるため、ふるさと学習の推進や地域の歴史文化の保護・活用を図ります	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 文化財の保護と活用を推進します	
施策	市指定の文化財を増やします。市の指定文化財を増やすことにより、市民の文化財に対する見方が変わります。そのため、市民が文化財への関心が高まり、文化財に対する見方が変わります。活用については、国の史跡である黒河道を適正に管理し、観光客に歩いてもらえるように努めます。	
成果・課題	市指定の文化財を増やすことはできませんでしたが、国の登録有形文化財を1件増やすことができました。国の史跡の黒河道については、6月の豪雨災害により、多大なる被害を受けましたが、国と県の補助金を活用し、無事に復旧することができました。	
重点的な取組	2 郷土の偉人の顕彰し、その功績を継承します	
施策	郷土の偉人を顕彰するため、顕彰活動団体へ支援します。顕彰団体は、市から補助金を活用した顕彰活動を行います。また、岡潔数学体験館を令和6年4月に開館するため柱本小学校の一部を改修し、開館に向け準備を進めます。	
成果・課題	前畑秀子・古川勝顕彰活動委員会には市からの補助金を交付し活動を支援しました。橋本高校で講演会を開催し、生徒には功績を記した漫画本やクリアファイルの配布を行いました。 岡潔数学体験館は令和6年4月6日の開館に向けた準備を完了しました。	
重点的な取組	3 ふるさと学習を推進し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます	
施策	ふるさと教育副読本である「ふるさと橋本学」を用いた学習を推進します。	
成果・課題	「ふるさと橋本学」を活用するため、教員や地域住民（学校運営協議会委員、共育コーディネーター等）を対象にESDプログラムを実施することができました。 学校の特色を出した9年間のカリキュラム作成を進めていきます。	

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
文化財説明版の更新数 (累積数)	1基	6基	2	2	A	3
岡潔数学体験館の来館者数	—	2700人	—	—	—	2,700
「ふるさと橋本学」を用いた 研修会（市全体もしくは各 校）の実施	0回	5回	1回	1回	B	1回

■令和6年度 of 取組方針

- 1 文化財の保護と活用を推進します
- 2 郷土の偉人の顕彰し、その功績を継承します
- 3 ふるさと学習を推進し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます

基本方針	◆豊かな心と健やかな体を育みます	学校教育課 生涯学習課 中央公民館 こども課
重点目標（４）	文化芸術・スポーツに親しむ機会を提供します	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 地域の特性、歴史、文化芸術を活かした交流事業の充実を図ります	
施策	文化祭や展覧会での市民同士の交流を通じ、文化活動の素晴らしさを認識してもらえ取組を目指します。「すこやか橋本まなびの日」は世代を越えて学び、心身ともに健康な人づくり、温かいふれあいの地域づくりの契機とします。地区公民館を中心に地域の文化や歴史を再認識するイベントを実施します。	
成果・課題	文化祭や県展では多くの出品者や来場者で活気に溢れていました。今後は、もっと若い人が参画できるよう取り組んでいく必要があります。「すこやか橋本まなびの日」は38の参画団体との協働により、様々な体験や学びの契機を作ることができ、2,552人の方が参加してくれるイベントとなりました。さらに協働を深めるために、行政と参画団体が互いに当事者意識を持てるよう工夫する必要があります。地区公民館を中心に子供から高齢者まで参加するイベントを実施することができ、参加者間の交流と地理、歴史を学び、自然と触れ合う機会となりました。	
重点的な取組	2 スポーツに親しみ、体力向上・健康増進する機会を提供します	
施策	園では発達年齢に応じた運動遊びの環境や機会をつくります。学校では新体力テストの結果を踏まえ、計画、実行、評価、改善の仮説・検証型プロセスを循環させ、体力向上及び健康の保持増進を推進します。また、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象としたスポーツ大会の企画や初心者でも気軽に参加できるイベント等の支援を行います。	
成果・課題	全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果、全国平均と比較して体力合計点で1.5ポイント高くなりました。しかし、運動することが楽しいと感じる児童生徒数が全国値に比べ低いことから、運動を楽しみを感じる取組の充実を図る必要があります。幅広い年齢層が参加できる橋本マラソンを開催しました。参加者は全コース合わせて885名と前年度参加者数の726名を上回りました。しかし、ハーフマラソンを開催した4年前より少なかったため、集客できるイベント等を検討しなければなりません。	

重点的な取組	3 地域の学びの場として、公民館事業の充実を図ります
施策	生涯にわたって心豊かに学べる講座、交流の場である橋本市民いきいき学園を開催することで、学園生が相互学習の機会を組み入れ、学園卒業後も継続して生涯学習に取り組める環境を構築します。また、子供には「おもしろ算数・数学教室」「低学年のための親子算数教室」「低学年のための親子科学教室」の開催や、岡潔数学体験館を活用した体験事業を実施し、数学及び科学への興味や関心をもてる地域の学びの場として提供します。
成果・課題	橋本市民いきいき学園では、生涯にわたって心豊かに学べる講座を10回に渡り実施しました。他に運動会や学芸会等に学園生が主体的に取り組みました。子供が数学及び科学への興味や関心を持つよう実施した「おもしろ算数・数学教室」は年9回開催、参加児童のべ72名、「低学年のための親子おもしろ算数教室」は年9回開催、参加児童のべ34名、「低学年のための親子科学教室」は年9回開催、参加親子のべ106名でした。ただ、安全面やボランティアの講師数から参加者定員を限定せざるを得ない状況となりました。

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
橋本市民総合文化祭来場者数	1,172人	1,300人	1,100	1,188	A	1,200
全国体力・運動能力・運動習慣等調査における体力合計平均点	本市 49.5 対全国比 +0.7	全国平均を上回る	全国平均を上回る	50.3 対全国比 +1.5	A	全国平均上
おもしろ算数・数学教室」、「低学年のための親子おもしろ算数教室」「低学年のための親子科学教室」の親子参加のべ人数	352人	600人	400	507	A	450

■令和6年度の取組方針

1 地域の特性、歴史、文化芸術を活かした交流事業の充実を図ります
2 スポーツに親しみ、体力向上・健康増進する機会を提供します
3 地域の学びの場として、公民館事業の充実を図ります

基本方針	◆豊かな心と健やかな体を育みます	学校給食センター
重点目標（５）	食の大切さの学びを推進します	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 食育の推進を図ります	
施策	学校給食の献立表は、家庭でも再現できるように調味料の分量を記載し、紙媒体、HP、SNS等で発信します。また、地元食材や行事食、マナー等も食育の一つとして掲載することで、食事や食についての興味関心が深まることを期待します。また、地元食材の紹介や行事食を掲載することで地元愛を育み、地元の歴史を学べるよう工夫をしています。	
成果・課題	保護者の方から「献立表を参考にしておかずを作っています」などの意見をいただいています。今年度は14校の6年生へのミニバイキングの実施や、小学校11校、中学校5校で食育の授業を実施し、良い食習慣などへの意識づけができました。食事バランスガイドの授業では、授業後、児童が保護者とともに自分の食事を振り返り、朝食を改めるなどの効果がありました。	
重点的な取組	2 安全・安心な給食を実施します	
施策	給食で使用する野菜などを地元産で納入するなど、地産地消の推進を図ることで、食と農について親近感を得り、生産と消費の関わりや伝統的な食文化についても理解を深めます。	
成果・課題	地元産の食材の確保のため、地元農家から後援していただいたが、すべて納入出来ない状況でした。また、品質が安定しないなどの課題も残りました。	
重点的な取組	3 学校給食における食物アレルギー対応を推進します	
施策	令和5年度より小麦を加え、食物アレルギー対応（除去食対応）は7品目（卵・乳・えび・かに・落花生・そば・小麦）とし、児童、生徒は安心して給食を食べられるよう取り組みます。また、落花生・そばについては、食材として使用しない。	
成果・課題	小麦アレルギーの児童4人に小麦除去食のランチジャー対応を実施しました。卵21人、えび・かに14人、乳10人のランチジャー除去食対応、牛乳除去対応57人、パン除去対応18人、代替え食部分対応では、米粉パン対応14人、豆乳対応16人を実施しました。	

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
栄養教諭による食に関する指導の実施回数	6 クラス	50クラス	38	43	A	40
学校給食における地場産品を使用する割合（県内産）	34%	39%	35	32 (18%)	B	35
食物アレルギー対応品目	除去食4品目 (卵・えび・カニ・乳) 未使用2品目 (落花生・そば) 代替食対応2品目 (豆乳・米粉パン)	除去食5品目 (卵・えび・カニ・乳・小麦) 未使用3品目 (落花生・そば・胡桃) 代替食対応2品目 (豆乳・米粉パン)	小麦を 除去食	小麦を 除去食	A	胡桃を 未使用

■令和6年度の実施方針

- 1 食育の推進を図ります
- 2 安全・安心な給食を実施します
- 3 学校給食における食物アレルギー対応を推進します

※学校給食における地場産品を使用する割合（県内産）の令和5年度実績値（18％）は、
県の方針により令和5年度から重量換算から納入額換算となったため

基本方針	◆家庭教育・学校教育・社会教育の中で多様な学びを育みます	学校教育課
重点目標（6）	基礎学力を基盤とし、学習者の能動的な学びを推進します	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 児童・生徒の学力向上を図るとともに、能動的な学びを推進します	
施策	基礎学力の定着を図るため、（市）標準学力調査の実施とその結果分析から市や各校の課題を明らかにし、課題解決に向けて取り組みます。基礎学力の定着を図るため、児童生徒の家庭学習を充実させるよう学校と保護者が連携しながら取り組みます。	
成果・課題	標準学力調査の実施により、児童生徒の学習の定着状況を見ることができます。未定着の内容を把握し対応するとともに、学校の取組について検討する機会となりました。家庭学習の習慣を確立させるために、小学校及び中学校で取組を実施しました。課題である中学生の家庭学習時間に対する取組が、全ての中学校で実施されました。	
重点的な取組	2 新しい教育課題に対応するため、教職員の資質向上を図ります	
施策	学習者の能動的な学びを目指し、学校教育において児童生徒が主役となる授業改善に取り組めます。	
成果・課題	教職員を対象とした初任者研修や3年次研修や全小中学校への学校訪問時に、児童生徒が主体的に学習活動に取り組めるような取組について情報提供を行うとともに、授業構成や指導と評価のしかたについて指導することができました。	
重点的な取組	3 全ての子どもの可能性を引き出すため、必要に応じて人的支援を行います	
施策	全ての子どもの可能性を引き出すため、必要に応じて人的支援を行います。	
成果・課題	特別支援学級及び通常学級において指導困難な状況がある場合及び多人数学級編制となる場合等に、41名の非常勤講師・特別支援教育支援員を配置し、授業や学級経営等の安定を図るとともに個に応じた指導を実現することができました。	

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
全国学力・学習状況調査 家庭学習の課しかたについて教職員で共通理解を図る（肯定的回答）	本市 90.0 対全国比 + 0.4	全国平均を上回る	全国 平均上	92.9 対全国比 + 5.2	A	全国 平均上
全国学力・学習状況調査 授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っている（肯定的回答）	本市 90.0 対全国比 - 5.2	全国平均を上回る	全国 平均上	96.5 対全国比 - 0.1	B	全国 平均上

■令和6年度の取組方針

1 児童・生徒の学力向上を図るとともに、能動的な学びを推進します 2 新しい教育課題に対応するため、教職員の資質向上を図ります 3 全ての子どもの可能性を引き出すため、必要に応じて人的支援を行います
--

基本方針	◆家庭教育・学校教育・社会教育の中で多様な学びを育みます	学校教育課 中央公民館 こども課
重点目標（7）	持続可能な社会の創り手を育む教育（SDGs・ESD）を地域と協働しながら推進します	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 SDGsを意識した各種事業を計画・実施します
施策	奈良教育大学等と連携したESDプログラムを開催し、ESDを推進します。また、生涯学習として子供から高齢者までを対象にした事業展開を図ります。
成果・課題	奈良教育大学の中澤静男教授を講師に迎え、教員や地域住民（学校運営協議会委員、共育コーディネーター等）を対象にESDプログラムを実施することができました。学校の特色を出したカリキュラム作成が課題です。紀見北地区公民館では、全区民を対象とした「エンジョイ公民館」を開催し、住民の協力による手料理の提供による食育、食器洗浄や消費生活センターとのタイアップによる身近な生活の中で取り組める環境学習、SDGsクイズによる環境への意識向上に取り組みました。紀見地区公民館では、ナチュラルブレイクで小学生によるSDGsをテーマにした発表を行いました。大人中心のスタッフと参加した子供による世代間交流や、SDGsへの関心、意識向上を図れました。今後は取組の広がりが課題です。
重点的な取組	2 ESD（持続可能な開発のための教育）の研修会を実施し、各学校におけるESDを推進します
施策	生涯学習課と連携し、未来プロジェクトを推進します。
成果・課題	生涯学習課と連携し、城山小学校において未来プロジェクトを実施することができました。希望校による取組のため、実施校数が少ないのが課題ではありますが、行政側が実施校に注力できるというメリットもあります。

重点的な取組	3 自然に触れる体験活動の充実を図り、豊かな自然や環境を守り受け継いでいく環境教育を推進します
施策	園では、地域の自然に触れる園外活動を充実し、自然物を保育教材に取り入れます。地域の自然に興味・関心をもって関わり、十分に楽しく遊びことで、ふるさとを愛する心の芽生えを育てます。学校では、体験活動を取り入れた環境教育を充実させ、一人一人が環境を大切に思う気持ちを育みます。
成果・課題	園外散歩に出掛け、四季の変化に気付き興味をもつことができました。自然物を持ち帰り、図鑑で調べたり、製作やごっこ遊びに取り入れることでイメージを広げることができました。また、生涯学習活動などで、児童の発表や体験できる機会を設けることで、環境に対する考えを自分事として取り組むことができました。 課題として、子供の興味・関心を引き出し、持続させるための保育者の働き掛け（言葉掛けや事前・事後の環境づくり）の一層の工夫が必要です。

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
ESDプログラム (研修会) 年間実施回数	1回	3回	1	1	B	6
未来プロジェクト 提案実現割合	13%	50%	20	28	A	20
SDGsを意識した公民館事業 の実施回数	1回	8回	2	2	B	3

■令和6年度 of 取組方針

- 1 SDGsを意識した各種事業を計画・実施します
- 2 ESD（持続可能な開発のための教育）の研修会を実施し、各学校におけるESDを推進します
- 3 自然に触れる体験活動の充実を図り、豊かな自然や環境を守り受け継いでいく環境教育を推進します

基本方針	◆家庭教育・学校教育・社会教育の中で多様な学びを育みます	学校教育課 こども課
重点目標（8）	保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の連携を図ります	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 保育園・幼稚園・こども園から小学校生活への円滑な適応に向けた実践を推進します	
施策	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を手立てとし、園と小学校が子どもの姿を共有します。就学前の5歳児の後半（又は1年間）には「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を視点としたアプローチカリキュラムを、また、小学校の年度当初には園生活から大きな段差を感じないように国語・音楽・図画工作などの内容を合科的に扱うことを取り入れたスタートカリキュラムをそれぞれ立て、取り組むことで、園生活から小学校生活への滑らかな接続を行います。	
成果・課題	アプローチカリキュラムの保育計画への位置づけ及びスタートカリキュラムの教育計画への位置づけについて、目標を達成できました。引き続き、園と小学校が子どもの姿を共有していくよう取り組みました。	
重点的な取組	2 中学校区で育成したい子ども像を共有し連携の充実を図ります	
施策	中学校区で共有ミニ集会（拡大学校運営協議会）での熟議の開催を推進します。	
成果・課題	中学校区で共有ミニ集会（拡大学校運営協議会）の実施に向け、まずは各学校運営協議会での熟議を推進することができました。また、その方向性を次年度に向けて、共有コミュニティ推進協議会や学校運営協議会連絡協議会で説明することができました。	

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
中学校区共育ミニ集会での熟議実施回数	3回	5回	3	3	B	4
アプローチカリキュラムの保育計画への位置づけ	17園中 2園	14園中 14園	16園中 10園	10	B	11
スタートカリキュラムの教育計画への位置づけ	14校	14校	14	14	A	14

■令和6年度の取組方針

- 1 保育園・幼稚園・こども園から小学校生活への円滑な適応に向けた実践を推進します
- 2 中学校区で育成したい子ども像を共有し連携の充実を図ります。
- 3 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を手立てとし、園と小学校が子どもの姿を共有します。

基本方針	◆家庭教育・学校教育・社会教育の中で多様な学びを育みます	教育総務課 学校教育課 生涯学習課
重点目標（9）	より良い学びの場のための教育環境を整えます	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 学校施設・生涯学習施設の老朽化の状況や質的改善を考慮しながら、計画的・効率的な整備を推進します
施策	学校及び生涯学習施設の長寿命化改修を計画的に実施します。特に、学校施設については、外壁、照明、空調等部位改修と、日常的、定期的な維持修繕を実施します。
成果・課題	令和5年度は、城山小学校長寿命化改修、紀見小学校外壁落下防止、紀見小学校・隅田小学校・高野口小学校・応其小学校・紀見東中学校LED化、恋野小学校トイレ改修、紀見小学校・隅田小学校・高野口小学校・応其小学校空調整備を実施しました。生涯学習施設は、令和5年度に伏原体育館の改修設計を行い、令和6年度に改修工事を行います。学校運営並びに社会体育施設運営に支障をきたすことのないよう工事工程管理をする必要があります。
重点的な取組	2 持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう学校配置、施設管理、学校間連携の最適化を図ります
施策	多様な子供の教育的ニーズに対応できる学習環境を整えるために、学校の適正規模や適正配置について検討し、現行の橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の見直しを行います。また、目指す学校づくりの重点目標など、学校教育における今後の教育方針についても合わせて検討を進めます。
成果・課題	橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会から、令和5年11月に適正規模・適正配置に関する答申が提出されました。答申内容を踏まえ、方針の見直しを行い、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下「第2期基本方針」）を策定しました。第2期基本方針には、今後の橋本市の目指す学校づくりの内容も織り込んでおり、令和6年度以降は、第2期基本方針を根幹とした具体的な計画を策定・実行し、橋本市の目指す学校づくりの実現を図っていく必要があります。

重点的な取組	3 教育の情報化を推進するための必要な環境を整備します
施策	GIGAスクール構想に基づく「1人1台端末」の維持およびそれにかかる通信環境等の構築、また教職員の校務効率化に向けた設備を整備します。また、必要なソフトウェアの整備を行うとともに、ICT支援員の配置を行います。
成果・課題	導入から4年が経過したため、端末の故障が増えてきているため、1人1台を維持できていない場合があります。また、校内全ての教室にネットワーク網が整備できていないため、電子教科書を導入した場合、支障を来すことが考えられます。 授業支援システムを導入し、ICT支援員を配置（各校月2回）できたので、授業におけるICTの効果的な活用を進めることができました。課題として、一定数存在するICT活用が苦手な教員への対応、校務のICT化をさらに進める必要があります。

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
小中学校校舎・体育館照明LED化率	11/38 = 28.94%	38/38 = 100%	18/38 = 47.36	18/38 = 47.36	B	20/38 = 52.63
社会体育施設の長寿命化改修設計及び工事の累計	0件	10件	1	1	A	2
「教員のICT活用指導力調査・授業中にICTを活用して指導する能力」において「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合	71%	90%	75	80	A	80

■令和6年度の取組方針

- 1 学校施設・生涯学習施設の老朽化の状況や質的改善を考慮しながら、計画的・効率的な整備を推進します。
- 2 持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう学校配置、施設管理、学校間連携の最適化を図ります。
- 3 教育の情報化を推進するための必要な環境を整備します。

基本方針	◆家庭教育・学校教育・社会教育の中で多様な学びを育みます	学校教育課 生涯学習課 中央公民館
重点目標（10）	心身の健康の保持増進を図り、健康な生活を実践するための教育を推進します	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 教職員や児童生徒の心身の健康保持及び健康な生活を送るための教育を推進します
施策	児童生徒が疾病及び感染症に対する理解を深め、心身の健康保持増進に努めます。また、教職員の健康状況の把握に努めます。教職員の在校等時間の把握・是正に努めます。
成果・課題	市内全ての小学校と中学校2校で専門家によるがん教育を実施した。また、教職員の健康管理についてのヒアリングを校長面談や管理訪問で行い、職場環境の状況を掴むことができ、改善を要する学校に対しては、助言を行うことができました。新たに出退勤管理システムを導入したことにより、教職員の在校等時間に対する意識が向上しました。
重点的な取組	2 スポーツを通して青少年の心身の健康増進を図るため、関係団体への支援を行います
施策	スポーツの振興と青少年の健全育成を図るため、子供がスポーツに親しむ環境を拡充し、市内小中学生のスポーツ意欲の向上に取り組みます。また、スポーツ少年団との連携を強化し、指導者・選手の育成に努めます。
成果・課題	県市町村対抗ジュニア駅伝での上位入賞を目指します。将来の駅伝選手候補育成、スポーツ意欲向上のため、小学2.3年生向けの陸上教室を開催し33名の参加がありました。小中学生の体力向上の機会として長距離走練習会（駅伝練習会）を開催し、小学生51名（4年生以上）・中学生27名の参加がありました。今年度より、申込方法の簡易化をはかり、小学生の参加者は倍増するなど一定の効果がありました。 橋本市スポーツ少年団本部と伊都地方スポーツ少年団指導者連絡協議会の共催でアクティブチャイルドプログラム＆スポーツ少年団体験・説明会を未就学児をメインターゲットとして開催し、幼児期からの運動の重要性と、運動の楽しさを伝えると共に、スポーツ少年団への加入の機会を設けるイベントを行い41名の参加申込があり、当日は30名が参加しました。

重点的な取組	3 地域の健康増進の場として、公民館事業の充実を図ります
施策	地域住民の交流と健康増進につなげていくために、地区公民館等でグラウンドゴルフ、ウォーキング、ヨガ教室や各種スポーツ大会を開催します。
成果・課題	グラウンドゴルフ大会では、日頃の練習成果を発揮する機会となり、練習に参加することで健康増進にもつながり、地域間交流や管外からの参加もありました。ヨガ教室は、世代を問わない健康増進の場であり、老若男女の参加が見られました。また、指導者の育成やサークル会員の増加にもつながりました。 課題は、高齢化により各地区で会員が減少傾向にあり、若い世代の参加を増やす工夫が必要です。

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
がん教育に取り組む (全小中学校)	13校	19校	14	16	A	17
少子化においてもスポーツ少年団員数を確保する	515人	400人	450	414	C	430
健康増進につながる公民館事業の実施回数	45回	60回	50	44	C	50

■令和6年度の取組方針

- 1 教職員や児童生徒の心身の健康保持及び健康な生活を送るための教育を推進します
- 2 スポーツを通して青少年の心身の健康増進を図るため、関係団体への支援を行います
- 3 地域の健康増進の場として、公民館事業の充実を図ります

基本方針	◆家庭教育・学校教育・社会教育の中で多様な学びを育みます	学校教育課 生涯学習課
重点目標（11）	読書活動の推進と図書館サービスの充実を図ります	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 「橋本市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書に親しむ活動を推進します	
施策	子ども読書活動推進会議を開催し、子供の読書を推進する方策を協議し、読書活動の環境づくりを検討します。どのようにすれば子供が積極的に読書してもらえるか、また学校での読書の取組を話し合い、子供が読書を自発的に行えるための環境作りを検討します。学校での読書活動を活発にするため、図書ボランティア等の活用を通じて読書に親しむ工夫に努めます。	
成果・課題	子ども読書活動推進会議を2回開催し、該当する各部署から令和5年度に行う取組の予定を報告し、子供の読書環境に関する建設的な議論が交わされました。その会議では「一斉読書の時間を確保すること」や「誰にでも利用しやすい図書館づくりの推進」等、子供の読書環境の充実を図ることに関する意見が多く出されました。図書館にはコロナ禍で休止していた事業の再開に関する意見が出され、改善に向けて議論を交わすことができました。	
重点的な取組	2 地域の情報拠点として、利用しやすい図書館づくりを推進します	
施策	地域の特性や利用者のニーズに応じた図書館資料の収集と整理・保存及び情報提供に努めます。図書館利用者による新刊等の購入希望や、ブックキャラバン（現物選書）等を勘案し、読書に関心を持てるような選書を行います。親しみのある図書館サービス活動を展開するために、図書館見学・職業体験・小中学校向け団体貸出し・他図書館との相互貸借・レファレンスサービス等の充実を図ります。	
成果・課題	利用者が希望する図書については積極的に購入することができ、図書館内においては、いろいろな場面・状況・季節に応じた図書の特設コーナーを設け、利用者に対し読書に関心を持てるよう情報提供に努めました。 図書館利用者の読書に関する要望や相談に対し適切な対応ができました。また、各中学校には、読書に関心を持ってもらうための方策として、団体貸出用の本棚を贈呈しました。課題としては、図書館司書として利用者満足度の向上を図るため更なるスキルアップが必要です。	

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
子供の読書貸し出し冊数	47,433冊	50,000冊	48,000	47,860	B	48,000
図書貸出冊数	231,248冊	256,000冊	253,000	231,992	B	253,000

■令和6年度の取組方針

- 1 「橋本市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書に親しむ活動を推進します
- 2 地域の情報拠点として、利用しやすい図書館づくりを推進します

基本方針	◆地域・家庭・学校が連携した地域教育力を育みます	学校教育課 生涯学習課 中央公民館
重点目標（12）	共育コミュニティと学校運営協議会が連携・協働し、大人も子どもも学びあう場づくりを推進します	

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 共育コミュニティ活動や放課後子ども教室を実施します	
施策	放課後等に小学校の空き教室等を活用し、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習支援、さまざまな体験・交流活動の機会を提供します。	
成果・課題	コロナ禍も明け、実施回数もコロナ以前に戻りつつあります。学校運営協議会で熟議した結果をもとに、子どもの居場所づくり（学習支援）が拡充された。共育コミュニティでの連携等により学生ボランティアの参加も増えつつあります。 しかし、ふれあいルームの分散開催や、指導員の確保などの課題があります。	
重点的な取組	2 住民との連携協力や生涯学習活動の支援を促進します	
施策	地区公民館では、公民館運営委員会を中心とした事業を企画、開催し、地域住民との連携を図ることで地域教育力を育みます。	
成果・課題	橋本地区公民館橋本ブロック納涼盆踊り大会は、橋本高等学校ダンス部、橋本こども園園児によるオープニング、また、橋本高等学校、橋本中央中学校美術部によるポスター制作等協力を得て開催しました。高野口地区公民館納涼盆踊り大会は、高野口中学校の美術部によるポスター制作や高野口こども園園児によるオープニング、模擬店では地域で活動しているガールカウトや、地域のお店のご協力を得て開催するなど、各地区公民館では地域の学校、子供たちと協働したイベントを開催し、地域のつながりを深めた学びの場となりました。	

重点的な取組	3 学びと交流を目的とした世代間交流事業の充実を図ります
施策	子どもや若者のすこやかな成長に必要な支援のため、異年齢間の交流や中高生世代の居場所・子育て支援の場等、誰もが楽しく過ごせる安心安全な居場所を作り、切れ目のない支援等多様な居場所づくり、世代交流ができる場づくりに努めます。
成果・課題	子ども館・児童館は、子どもの安全安心な居場所であり、乳幼児から中高生世代・大人までの誰もが楽しく過ごせる施設であるよう環境を整え、切れ目のない支援ができる施設として運営することができました。また地区公民館では、10歳立志式、いのちを育む授業等を開催しました。
重点的な取組	4 実効性のあるきのくにコミュニティスクールを促進します
施策	共育コミュニティ推進協議会と学校運営協議会連絡協議会の合同開催を推進し、市の方向性を各共育コミュニティ本部、各学校運営協議会に情報発信します。コミュニティづくりに寄与する取組や実践を共有し、活性化を働きかけます。また学校運営協議会の担当課である学校教育課とさらに連携を図り、共育コミュニティと学校運営協議会が一体となったコミュニティづくりを推進します。
成果・課題	共育コミュニティ推進協議会と学校運営協議会連絡協議会を年3回合同開催し、研修会も実施することができました。また、次年度の方向性も説明することができました。担当課間での連携は進んでいるが、さらに連携を深めていく必要があります。

重点的な取組	5 学校運営協議会による学校評価を行い、学校運営状況を多様な方法で情報発信します
施策	学校運営協議会委員が学校運営に参画する仕組みを作り、学校経営方針の承認、学校運営に関する意見を具体的活動につなげたり、学校や市のホームページや広報等を活用し、学校運営協議会の活動の見える化を図ります。
成果・課題	学校運営協議会委員や地域の方々に、総合的な学習の時間等で子どもたちに関わってもらえる機会を設定することができました。また、市の広報を活用し、共育コミュニティや学校運営協議会について、市民への周知を図りました。

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
放課後子ども教室 実施延べ回数	331回	450回	400	411	A	430
放課後子ども教室 参加児童延べ人数	4,299人	6,500人	4,500	6,080	A	6,300
共育コミュニティ・学校運営協議会合同会議の実施回数	3回	3回	3	3	A	3

■令和6年度の取組方針

- 1 共育コミュニティ活動や放課後子ども教室を実施します
- 2 住民との連携協力や生涯学習活動の支援を促進します
- 3 学びと交流を目的とした世代間交流事業の充実を図ります
- 4 実効性のあるきのくにコミュニティスクールを促進します
- 5 学校運営協議会による学校評価を行い、学校運営状況を多様な方法で情報発信します

基本方針	◆地域・家庭・学校が連携した地域教育力を育みます	教育総務課 学校教育課 生涯学習課
重点目標（13）	関係機関が連携し、子どもの健全な育成と家庭教育を支援します	家庭教育支援室 子育て世代包括 支援センター

■令和5年度の具体的な施策と成果・課題

重点的な取組	1 遊びや制作等の体験を通じて子どもの健全な育成と地域の子育て支援のため子ども館・児童館事業を行います
施策	子どもの人格的な発達に不可欠な「遊び」と「創造」の意義をふまえ、主催事業の開催など各館の事業の充実に努めます。学校との連携を深め、移動児童館事業の実施、学校事業への支援を充実します。また、児童厚生員は積極的に研修に参加し、資質と力量の向上に努めます。
成果・課題	授業時数が増えたことで、主催事業等に参加しにくい状況があり、開始時間を遅くしたり、土曜日の開催を増やす工夫をしています。また、子供が減少している現状もあり、参加者増には繋がり難い現状があります。従来、土曜日に体育館で開催の移動児童館『にこにこランド』は、コロナ禍で開催できず、平日の授業後の開催を試行しましたが、終業時間の課題等があり、多くの開催には至りませんでした。授業で行う『季節の飾り作り教室』は、工夫を凝らして開催し、引き続き全小学校での開催を目指します。児童厚生員は県や全国規模の研修に参加し、資質の向上に努めました。
重点的な取組	2 中学生ボランティア・青年リーダーを育成します
施策	野外炊飯や体験活動などの子どもの校外活動を促進するとともに、青年リーダーの育成に努めます。多様なボランティア活動を通して、中学生ボランティア・青年リーダー活動を推進します。
成果・課題	子ども冒険村やジュニアリーダー研修を宿泊ありで実施できました。コロナ禍のために、青年リーダーの経験が短い方が多く、経験のあるリーダーが中心となり安全に事業を実施し、リーダー同士の経験の継承ができました。中学生ボランティア活動は、イベントが再開されてきたので、多くの機会を提供し積極的に参加してもらうことができました。

重点的な取組	3 関係機関との連携を深め、青少年の健全な育成を支援します
施策	青少年の健全育成活動の推進と充実に努めるため、青少年の非行や事故の発生が多くなる長期休業中や夏祭り等のイベントに、橋本市青少年補導員や学校教職員と協力して補導活動を行います。不安を持つ青少年、保護者、学校等からの来所・電話・メールによる相談を受理し、必要に応じて子育て世代包括支援センター「ハートブリッジ」、教育相談センター等と連携を図ります。不審者対策として、保育園・こども園・幼稚園・小学校等に対して、敷地内への不審者侵入を想定した防犯訓練や子ども安全教室の充実を図ります。
成果・課題	多くの見守りボランティアの方々の協力により子どもたちの安全を確保することができました。今年度は本市の青少年の現状から、相談活動や危機回避啓発活動のほうに重きを置き、学校や保護者、関係機関から延べ41回の相談がありました。その都度アドバイスをし、必要に応じて学校や関係機関と情報連携し、解決に努めました。今後、教職員の働き方改革が進む中、活動時間帯をはじめ日程調整が難しくなると予想されます。 防犯訓練・子ども安全教室は、園や小学校等25か所で延べ3914人（教職員等を含む）を対象に実施しました。うち10か所は所轄警察署と合同で開催しました。
重点的な取組	4 学童保育の充実を図ります
施策	保育を希望する児童は増加傾向にある中で、学童施設および備品の老朽化が目立ってきており、改修・更新していく必要があります。また、指導員の確保と資質の向上に努めます。
成果・課題	令和5年度は物価高騰対策等で、学童保育運営団体に対し補助金を増額しました。今後は学童保育の運営や、施設の維持管理の面で補助金を有効に活用し、環境整備を進めていく必要があります。

重点的な取組	5 地域と連携した安全教育を推進します
施策	保育園、こども園、幼稚園、小学校等に対して、敷地内への不審者侵入を想定した防犯訓練や子ども安全教室の充実を図ります。また、学校運営協議会や共有コミュニティを核に安全教育について熟議を推進します。さらに通学路の安全確保に向け2年に1度交通安全プログラムを実施します。また、看板設置等軽微な安全確保の取組みを実施します。
成果・課題	防犯訓練・子ども安全教室を園や小学校等25か所で延べ3914人（教職員等を含む）を対象に実施しました。うち10か所は所轄警察署と合同で開催しました。また、学校運営協議会で持続可能な登下校の見守りや防災学習について、熟議することができました。子どもたちと地域の方が顔の見える関係になることやカリキュラムへどう組み込んでいくかが課題です。令和5年度は通学路における車のスピード抑制のための看板を設置しました。次年度は、交通安全プログラムに基づき通学路安全推進会議を開催します。信号機の設置、ガードレールの整備、歩道拡幅などのハード整備は限界があり、対応できない箇所は見守り、交通安全教育などソフト対応を検討する必要があります。
重点的な取組	6 教育と福祉が連携した子育て支援の充実を図ります
施策	子どもの課題を早期発見し、早期支援につなげるため、放課後ふれあいルームや教育コミュニティ、家庭教育支援チームなどの地域の資源が学校運営に有効的に働くための仕組みとして、学校プラットフォーム化とスクリーニングの導入を推進します。また、就学前並びに小学校低学年の保護者を対象に講座等を開催し、子育ての不安や悩みをかかえたまま孤立することがないように、保護者間のつながりをつくることにより、子育て世代の保護者を支援します。
成果・課題	教育と福祉の連携に重点を置き、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しています。子ども及び家庭の課題を表面化し、必要なサービスや支援につなげています。DVや虐待、ヤングケアラー、不登校等根底に家庭や児童の発達等の課題が隠されていることもあるため、早期に必要なサービス、支援に取り組みました。今後は全校にスクリーニング検査を導入し、学校との連携を密にすることで情報共有が図れ、潜在的に支援の必要な児童生徒や家庭を発見し、適切な支援につなげることが可能となります。ただし、未実施校へのスクリーニングの導入については、実施・分析等職員の負担感が大きいことから、独自の取組を検討し、全校に広げる予定です。子育て世代の保護者に対して、家庭教育支援チームヘスティア主催の講座を23回実施し、752人に参加していただきました。また、小中学校、園等から依頼を受けて、88回講座を実施し、2,629人に参加していただきました。課題として、平日昼間に開催する講座については、参加者が固定する傾向にあります。そのため、土曜日開催の親子で参加できる講座を増やしています。また、予約不要のイベント型の講座を実施し、広く多くの人々に支援をすることを検討します。

■指標管理目標の状況

指 標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	令和5年度		評価	目標値 (令和6年度)
			目標値	実績値		
移動児童館 参加者	626人	900人	650	591	B	650
学校運営協議会に安全教育に関する部会の設置	3校	6校	4	3	C	4
学校プラットフォーム化スクリーニング実施校	5校	14校	11	5	C	12

■令和6年度の実施方針

1 遊びや制作等の体験を通じて子どもの健全な育成と地域の子育て支援のため子ども館・児童館事業を行います 2 中学生ボランティア・青年リーダーを育成します 3 関係機関との連携を深め、青少年の健全な育成を支援します 4 学童保育の充実を図ります 5 地域と連携した安全教育を推進します 6 教育と福祉が連携した子育て支援の充実を図ります 7 本市独自のスクリーニング実施校の拡大と支援体制を構築し、課題の早期発見、早期支援につなげます
--

◎有識者会議委員の意見

■給食センター事業について

- 衛生管理や食物アレルギー対応など給食センターでは現在まで事故なく、安全・安心な給食の実施のため継続してきめ細かな徹底した対応がなされている。食物アレルギーの除去食対応、代替食部分対応などに関し、今後も学校と連携した取り組みが大事である。
- 食べ残しの調査集計について、年度毎の調理残さの合計をトン単位で集計しているが、全体で何食作っているかという母数があれば比較できるようになる。
- 毎月作成している献立表について、美味しそうなメニュー、食べたくなるメニューが多いと感じた。また、裏面では、本当にいろいろ工夫されているので言うことはない。献立表には色々な情報が記載されているため、単に配布するだけでなく、少し先生から記載内容の説明などをしていただくと児童生徒の勉強になる。学校給食の目的の中で、健全な食生活を営むことができる判断力を培うということがある。周りが幾ら注意してもう本人が、これ食べていいかどうかを判断する力などを培うようなことを、献立表を利用して学習することが大事である。
- 給食の食べ残しに関して、児童生徒が、給食がいやにならないような先生方の声かけや栄養教諭の方からの指導、子どもの成長を見守りながらの食育が大事であるとともに、児童生徒に対してアンケート調査をすることも必要ではないか。
- 小学校の低学年の児童も「地産地消」という言葉をしっかり覚えていて、その意味も理解していて、学校での指導がちゃんと届いていると感じた。
- バイキング給食、セレクト給食、アンコール献立は、児童は非常に楽しみにしており、すごくいい取り組みであると感じている。

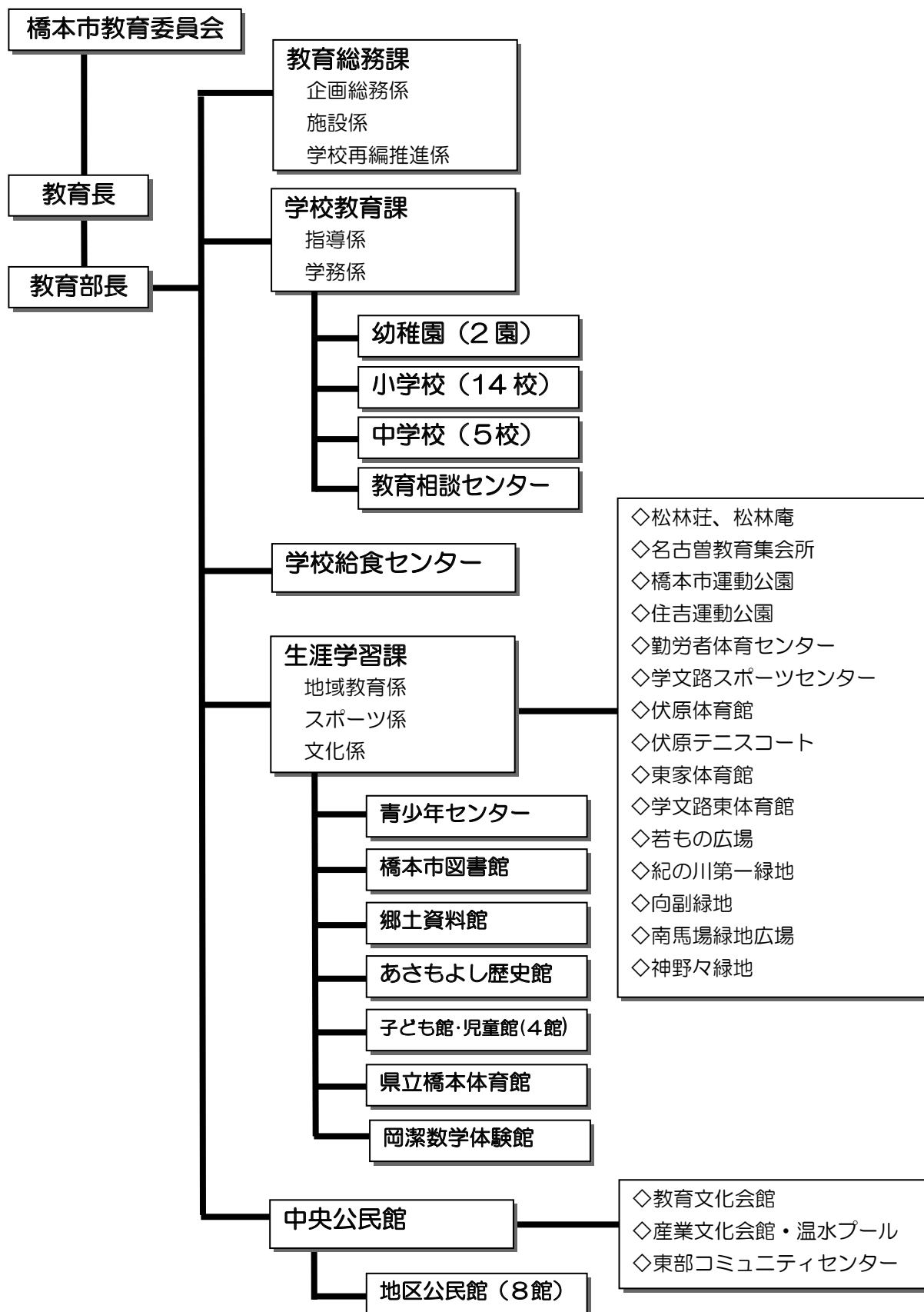
■全体を通じて

- 橋本市のまちづくりにおいて、「連携・協働」という言葉が非常に定着してきていて、教育委員会の取組においてもその様子が進んでいることが分かる点検評価の内容であった。
- 目標値の設定に関して、何人という数値を挙げているが、全体の児童生徒数が減っていることで、その数値が目標値に届かないこともあると思われる。評価方法として、全児童数に対する割合で目標を設定するなどを検討してほしい。一人一人の子供がどんなふうに成長しているかというあたりが評価として伝わってくると、さらに良くなると思う。
- 様式の変更に関して、その年度の基準値と目標値など分かりやすく、これまで以上に、どのように評価したかも分かる。そのことも踏まえて次年度の取組方針も立てているので、この様式をもとにさらに点検評価を進化させてほしい。

Ⅲ 教育委員会の活動状況

1 橋本市教育委員会機構図

(令和6年4月1日現在)



2 教育委員会の会議等の活動状況

(1) 橋本市教育委員会委員(令和6年4月30日現在)

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	今 田 実	令和 6 年 4 月 25 日 ～ 令和 9 年 4 月 24 日
教育長職務代理者	吉 田 元 信	令和 4 年 4 月 25 日 ～ 令和 8 年 4 月 24 日
委 員	田 中 敬 子	令和 6 年 4 月 22 日 ～ 令和 10 年 4 月 21 日
委 員	簗 下 純 男	令和 3 年 4 月 22 日 ～ 令和 7 年 4 月 21 日
委 員	中 下 小 夜	令和 5 年 4 月 22 日 ～ 令和 9 年 4 月 21 日

(2) 教育委員会会議の開催状況

教育委員会会議は、原則として毎月1回定例会を、また、必要に応じて臨時会を開催している。

① 令和5年度開催状況 定例会 12回 臨時会 3回

② 定例会及び臨時会の議案等件数 付議事項 17件 報告事項 38件

③ 付議等の主な内容

教育行政の基本計画・基本方針に関すること。

教職員の人事、服務に関すること。

条例、規則その他教育委員会の定める規程の制定改廃に関すること。

教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価に係る公表等に関すること。

教育委員会の行う表彰その他の重要な表彰に関すること。

附属機関の委員の任免並びに委嘱及び解嘱に関すること。

(3) 教育功労賞

次の部門において、著しく功績あった方に対し表彰を行い、功績を称えた。

社会教育部門 1名

IV 関連資料

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜粋

第二十六条 (一部省略)

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育委員会事務の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31 年法律第162 号)第26条の規定に基づき、橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 教育委員会は、毎年、教育に関する事務が橋本市教育施策の方針に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第3条 教育委員会は、点検及び評価についての客観性・公平性を確保するため、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を聴取するなど、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(点検及び評価の結果の活用)

第4条 点検及び評価の結果は、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(市議会への報告等)

第5条 点検及び評価の結果については、報告書を作成して市議会へ提出するとともに公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月7日から施行する。